

14 補助金、交付金等の取扱い

補助金、交付金等は、原則としてさいたま市に統一する。なお、岩槻市のみの補助金、交付金等は、実情を考慮し調整する。

15 町・字名の取扱い

町・字の名称及び区域は、現行のとおりとする。

16 慣行等の取扱い

- (1) 慣行等は、さいたま市の制度に統一する。
- (2) 主な項目の取扱いは、次のとおりとする。
- ア 市の紋章は、さいたま市の制度に統一する。
 - イ 市の花、市の木、市の花木は、さいたま市の制度に統一する。
 - ウ 岩槻市民憲章は、廃止する。
 - エ 岩槻市の都市宣言は、廃止する。
 - オ 国内都市間交流は、現行のとおりとする。
 - カ 国内外都市間交流は、現行のとおりとする。
 - キ 表彰制度は、さいたま市の制度に統一する。なお、岩槻市の名誉市民は、さいたま市において継承する。

17 国民健康保険事業の取扱い

- (1) 国民健康保険事業は、さいたま市の制度に統一する。
- (2) 主な項目の取扱いは、次のとおりとする。
- ア 保険税は、さいたま市の制度に統一する。

イ 出産育児一時金給付は、現行のとおりとする。

ウ 葬祭費給付は、現行のとおりとする。

エ 国保人間ドック補助は、さいたま市の制度に統一する。

オ 国保健康診査は、さいたま市の制度を適用する。

カ 保養施設利用補助は、さいたま市の制度に統一する。

18 介護保険事業の取扱い

- (1) 介護保険事業は、さいたま市の制度に統一する。
- (2) 主な項目の取扱いは、次のとおりとする。
- ア 第1号被保険者保険料は、さいたま市の制度に統一する。
 - イ 介護保険高額介護サービス費用貸付事業は、さいたま市の制度に統一する。
 - ウ 介護保険低所得者利用料軽減事業は、さいたま市の制度に統一する。
 - エ 居宅サービス利用料負担額助成事業は、さいたま市の制度に統一する。
 - オ 住宅改修支援事業は、さいたま市の制度に統一する。
 - カ 介護相談員派遣事業は、廃止する。

19 消防団の取扱い

- (1) 消防団は、さいたま市の制度に統一する。
- (2) 主な項目の取扱いは、次のとおりとする。
- ア 岩槻市の消防団員は、さいたま市の消防団員として引き継ぐ。
 - イ 報酬は、さいたま市の制度に統一

する。

ウ 費用弁償は、さいたま市の制度に統一する。

20 保健・医療事業の取扱い

- (1) 保健・医療事業は、さいたま市の制度に統一する。
- (2) 主な項目の取扱いは、次のとおりとする。
- ア 休日急患診療所は、合併時までに調整する。
 - イ 在宅当番医制は、合併時までに調整する。
 - ウ 2次救急医療は、合併時までに調整する。
 - エ スズメバチ等駆除事業は、さいたま市の制度を適用する。
 - オ 犬及び猫の去勢・不妊手術費助成事業は、さいたま市の制度を適用する。
 - カ 乳幼児医療費助成制度は、さいたま市の制度に統一する。
 - キ 乳幼児健康診査は、さいたま市の制度に統一する。
 - ク 健康診査・検診は、さいたま市の制度に統一する。

21 社会福祉事業の取扱い

- (1) 社会福祉事業は、さいたま市の制度に統一する。
- (2) 主な項目の取扱いは、次のとおりとする。
- ア 社会福祉大会は、さいたま市の制度に統一する。
 - イ 災害見舞金支給事業は、さいたま市の制度に統一する。
 - ウ 苦情処理窓口及び福祉オンブズ

パーソンは、さいたま市の制度を適用する。

エ 高等学校入学支度金支給事業は、さいたま市の制度を適用する。

オ 住宅費(契約更新料)差額金助成事業は、さいたま市の制度を適用する。

カ 民生委員児童委員は、さいたま市の制度に統一する。

キ 低所得世帯入院料(室料)差額補助事業は、廃止する。

ク 出産費差額助成事業は、さいたま市の制度を適用する。

22 高齢者福祉事業の取扱い

- (1) 高齢者福祉事業は、さいたま市の制度に統一する。
- (2) 主な項目の取扱いは、次のとおりとする。
- ア 敬老祝金支給は、さいたま市の制度に統一する。
 - イ 敬老会は、さいたま市の制度に統一する。
 - ウ 宅配食事サービスは、さいたま市の制度に統一する。
 - エ 重度要介護高齢者手当は、さいたま市の制度に統一する。
 - オ 敬老マツサージ施術料補助は、さいたま市の制度を適用する。
 - カ 重度要介護高齢者訪問理容サービスは、さいたま市の制度を適用する。
 - キ 高齢者相談員設置事業は、さいたま市の制度を適用する。
 - ク 老人スポーツ大会は、廃止する。

23 障害者福祉事業の取扱い

- ク 老人スポーツ大会は、廃止する。